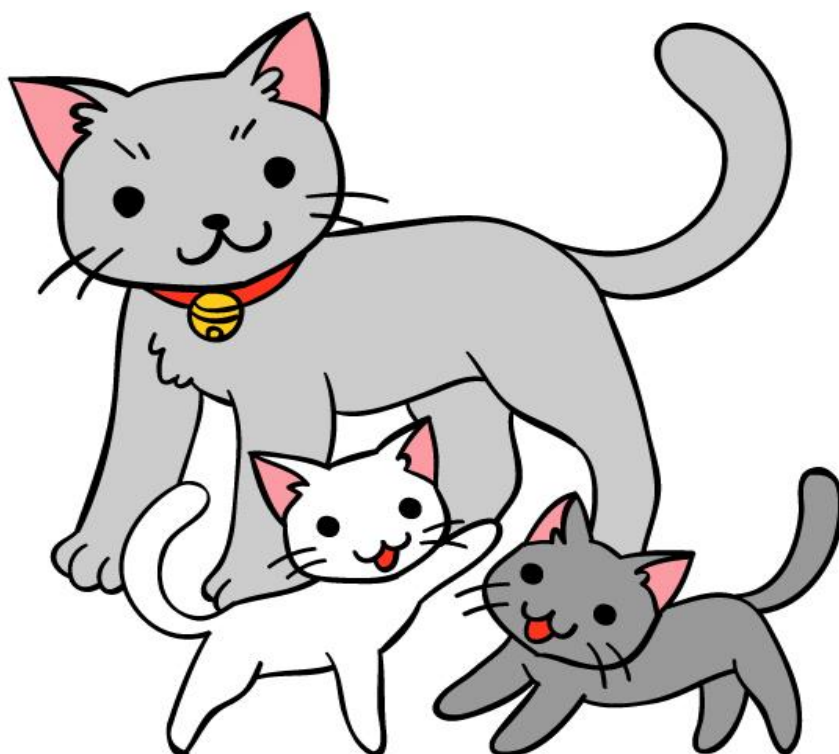


宇都宮市 猫の適正飼育に関する ガイドライン

(概要版)



宇都宮市保健所
生活衛生課

猫の適正飼育に関するガイドライン

～概要版～

【基本的な考え方】

飼い主が猫の習性、行動などを理解し、猫が安全で快適に生活できる環境を実現するとともに、現在、飼育されている猫及びその子ども達を野良猫化させないことにより、また、地域に住み着いている飼い主のいない猫を世話する人が適正に管理することにより、“野良猫ゼロ(0)”を目指し、猫が好きな人、猫が嫌いな人、すべての人が、猫と快適に共生できるまちづくりを実現します。

【定義】 このガイドラインでは、扱い方、接し方の違いにより、次のように分類します。

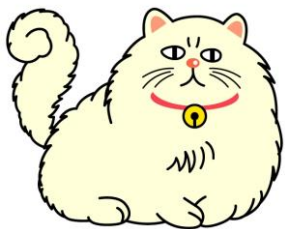
- (1) **飼い猫** 飼い主及び居場所(寝床等)が明確で、飼い主からエサを与えられ、飼育が管理されている猫
- (2) **野良猫** 特定の飼い主がいなく、地域に住みつき、不特定の人からエサを与えられ、またはごみなどをあさって生活し、飼育が管理されていない猫
- (3) **地域猫** 特定の飼い主がいなくその猫が住みつく地域の複数の住民たちなどの協力によって世話され、または管理されている猫

～地域猫活動における関係者の役割～

- (1) **地域住民(活動の主体)** 活動の趣旨に賛同する地域住民は、グループを作り、グループ内で代表者と役割分担、ルールを決め、自治会を通じて、あらかじめ地域全体に活動内容を周知してから地域猫活動を行いましょう。
- (2) **ボランティア(活動の支援)** 動物愛護の知識経験がある団体などボランティアは、地域住民からの相談対応や必要資材の提供などにより活動を支援すると効果的な場合があります。
- (3) **行政(活動の支援)** 行政は、地域猫活動の普及啓発や地域住民からの相談対応、適正飼育の指導助言、ボランティアとの連携などにより活動を支援します。



～猫を飼育する場合の心得～



猫を飼いはじめる場合，猫の性質，習性を理解し，一つの“いのち”を取扱うことを十分理解し，飼い主として最後まで責任をもって世話をしましょう。



1 室内で飼育するよう努めましょう。

★交通事故にあいませぬ。病氣，ケガの心配も少なくない，近所に迷惑をかけることもありません。

2 トイレを設置し，常に清潔にしましょう。

★子猫うちからトイレで排泄するようしつけを行うことが重要です。外へ出入り自由な場合は，周辺の排泄物の除去を心掛けましょう。

3 洗剤，薬品等は適切に保管しましょう。

★猫が誤って口に入れないよう，猫が触れられない場所に保管しましょう。

4 所有者情報を明示しましょう。

★万ーに備え，首輪，迷子札などに所有者の連絡先の明示，マイクロチップの装着などを行いましょ。

5 繁殖制限の措置をとりましょ。

★繁殖を望まない場合は，不妊，去勢手術を行いましょ。病氣の予防，異常な鳴き声がなくなり，性格も穏やかになります。

～地域猫を世話する場合には～



地域猫の世話を始める場合、大切なことはルール作りです。地域内でよく話し合っ
て、最低限のルールを守りましょう。



1 エサやりの時間と場所を決めましょう。

★置きエサは絶対やめましょう。(不衛生になり、カラスやネズミなど他の動物が寄ってきます。)

2 清掃をしっかりとしましょう。

★餌場、トイレとその周辺をキレイに保ちましょう。(エサを与えれば、当然、糞(フン)もします。)

3 不妊・去勢手術を実施しましょう。

★不幸な子猫が生まれないようにしましょう。(無責任にエサを与えるだけでは、猫は増えてしまいます。)

4 新たな猫の参入を防ぎましょう。

★捨て猫されないよう地域で目を光らせましょう。(「捨て猫」は犯罪行為です。(動物の愛護及び管理に関する法律))



(連絡先)

宇都宮市保健所生活衛生課
宇都宮市竹林町972

電話 028-626-1108